Q&A

デジタル領域の相続実務

クラウド上のデータ・オンライン資産・
SNSアカウント・ポイントプログラム等

［編集］
東京弁護士会 親和全期会

新日本法規

はしがき

「デジタル化社会」という言葉を耳にして久しい限りですが、わが国では令和３年９月にデジタル庁が発足し、モノやサービスに対するデジタル技術の活用が今後も注目されるところです。

これまでの弁護士業務において、遺産分割の分野では、預貯金、有価証券、動産、不動産、債権債務等の財産が中心に取り扱われてきました。しかし近年、私たちの身の回りでは、スマートフォン等のハードウェア内やクラウド上のデータ、SNS、メタバース、暗号資産、オンラインゲーム等々のツールが身近なものとなりました。また、AIについても、急激な速度で進化を遂げ続けており、日常生活およびビジネスにおいて多くの場面で活用されています。

これらのデジタル上のデータ・ツール等を被相続人が有しており、相続人らがこれらに財産的価値を見いだし、相続上の問題点や紛争が生じるケースは、今後より増えていくであろうことが予想されます。そして、弁護士としては、かかるデジタル上のデータ・ツールに関する法務についても、研鑽を深めていくことが求められます。

本書は令和６年の夏に執筆企画を立ち上げましたが、デジタル領域における遺産分野に関する文献も先例もまだ少ない状況下でのスタートでした。23名の執筆者陣が、意見・議論を交わしながら、１年以上の時間を経てようやく本書完成の運びとなりました。

本書がデジタル領域における遺産分野に悩みを抱える皆様の一助となれば幸いです。

なお、本書は、東京弁護士会の親和全期会に所属する弁護士の有志が執筆したものです。親和全期会は、弁護士登録15年目までの若手の

弁護士によって構成され、現在1,000人を超える会員数を擁しています。デジタル領域の法務については、興味・関心を持っている若手弁護士が多数おり、弁護士各々の考え方があるため、本書も、親和全期会としての見解ではなく、執筆者個人の見解を掲載する形での書籍とさせていただきました。

今後も若手弁護士らが中心となり、本分野の研究がより深化されていくことを期待しています。

最後になりましたが、本書の出版におきましては、新日本法規出版株式会社の福岡亮祐氏をはじめ、多くの皆様のご助力を頂戴しましたことを、この場を借りて深く御礼申し上げます。

令和８年１月

東京弁護士会　親和全期会
令和６年度代表幹事　弁護士　西　村　　健

編集・執筆者一覧

編　集　東京弁護士会　親和全期会

《編集代表》西村　健（堀法律事務所）

《編集委員》（修習期順・五十音順）

西村　健（堀法律事務所）
柿沼　彰（柿沼彰法律事務所）
齋藤理央（弁護士法人EIC）
畔山　亨（畔山総合法律事務所）
伊藤祐介（赤坂見附総合法律会計事務所）
酒井基樹（株式会社情報通信総合研究所）

《執 筆 者》（修習期順・五十音順）

西村　健（堀法律事務所）
柿沼　彰（柿沼彰法律事務所）
齋藤理央（弁護士法人EIC）
辻本奈保（丸の内五番街法律事務所）
畔山　亨（畔山総合法律事務所）
上田貴之（上田＆パートナーズ法律事務所）
伊藤祐介（赤坂見附総合法律会計事務所）
竹下茂臣（英和法律事務所）
荒籾航輔（弁護士法人Y&P法律事務所）

岸　　周 吾（白金法律事務所）
大 伍 将 史（アディーレ法律事務所）
三 浦 裕 和（虎ノ門法律経済事務所）
星　　健 太（弁護士法人霞門法律事務所）
足 立　　梓（桜坂法律事務所）
益 田　　樹（弁護士法人ダーウィン法律事務所）
酒 井 基 樹（株式会社情報通信総合研究所）
下 田 真 希（奥・片山・佐藤法律事務所）
野 﨑 智 裕（法律事務所碧）
平田 真太郎（弁護士法人福澤法律事務所）
石 井 徹 也（露木・赤澤法律事務所）
今 井 陽 祐（虎ノ門第一法律事務所）
峯 田 大 輔（弁護士法人モノリス法律事務所）
小 野 太 郎（小沢・秋山法律事務所）

〔3〕 デジタル遺産は相続の対象となるか

Q　故人のパソコンやスマートフォンの中に残っていたデータや、故人がインターネット上で活動していたときに作成していたSNSアカウントなどについても、全て相続の対象と考え、相続人間で対応を協議する必要があるのでしょうか。

A　故人のパソコンやスマートフォンの中に存在するデータや、故人がインターネット上での活動で作成したデータ等のデジタル遺産は、有体物ではありませんが、財産的価値を有するものが少なくありません。財産的価値があり、かつ、一身専属性がない権利義務は、相続の対象となるものといえます。しかし、デジタル遺産と一括りにいっても、財産的価値や一身専属性の有無は様々であり、画一的な取扱いはできません。デジタル遺産が相続の対象になり、相続人としての対応が必要となるのかどうか見極めるためには、被相続人が残したデジタル遺産として何があるのか整理した上、当該デジタル遺産に対する法的権利がどのような権利義務として整理できるのか、個別具体的に検討する必要があります。

解　説

1　相続の対象

民法は、相続の対象について、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」（民896本文）という原則を定めています。そのため、所有権をはじめとする物権のほか、債権、債務、無体財産権、その他明確な権利義務といえないものでも、

財産法上の法的地位といえるものであれば、全て包括的に相続の対象となるとされています（内田貴『民法Ⅳ　補訂版　親族・相続』357頁（東京大学出版会、2004））。

ただし、この原則にも例外があり、「被相続人の一身に専属したもの」は、相続の対象にはなりません（民896ただし書）。「被相続人の一身に専属したもの」とは、個人の人格・才能や個人としての法的地位と密接不可分の関係にあるために、他人による権利行使・義務の履行を認めるのが不適当な権利義務のことをいうものとされています（二宮周平『家族法〔第６版〕』356頁（新世社、2024））。そのため、これに該当するかどうかは、法律上の規定や当該権利義務の発生根拠である具体的な契約の内容、当該権利義務の性質等を基に判断する必要があります。

２　財産性のないもの

１のとおり、相続の対象となるのは、被相続人の「財産」に属したものであり、そもそも財産性がないといえるのであれば、相続の対象にはなりません。

一例として、勲章や表彰状などは、特定の個人に栄誉として与えられるものであり、金銭に換算することはできない点から、相続の対象にはならないものと整理することもできるでしょう。また、生命・身体・自由・名誉・プライバシー・氏名等の保護に関わる人格権ないし人格的利益についても、「被相続人の財産」に属するものとはいえないものとされています（梶村太市『最新民法相続編逐条解説』61頁（テイハン、2022））。

故人が残したデータ等の中でも、電子メールの履歴や、ブラウザのブックマーク等、財産的価値を評価することが困難なものは、相続の対象とはならないものといえます。また、チャットアプリやゲームアプリ等では、そのアプリ専用の通貨を使用することとなっている場合

（故人の権利と権利侵害への対応）

〔11〕　故人が生前受けていたインターネット上の権利侵害の法的地位を相続できるか

Q　故人が生前インターネット上で権利侵害を受けていました。こうした生前の故人に対する権利侵害について、相続人において発信者を特定して損害賠償請求できる法的地位も相続するのでしょうか。

A　損害賠償請求権は慰謝料も含んで相続されますから、インターネット上の権利侵害に対する損害賠償請求権も相続人において行使することが可能です。発信者の特定については、発信者情報開示請求権も、同様に相続されると理解すべきことから、相続人において行使可能と考えるべきです。

解　説

1　相続とは

民法882条は「相続は、死亡によって開始する」と定め、民法896条本文は、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」旨を定めます。「ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない」（民896ただし書）とされていることには留意が必要です。このように、相続が開始される故人の死亡時点で、被相続人の「財産に属した一切の権利義務」は、例外的に「被相続人の一身に専属したもの」を除いて相続人に承継されることになります。

そこで、発信者情報開示請求権、慰謝料請求権をはじめとする損害

賠償請求権などの被相続人が生前受けていたインターネット上の権利侵害に対して有していると解される請求権が原則どおり「権利義務」として相続人に承継されるのか、あるいは被相続人の一身に専属するものとして例外的に承継されないのかを検討することが議論の出発点となります。

２　財産的損害に対する損害賠償請求権

財産的損害、例えばインターネット上で受けた知的財産権侵害に対する逸失利益を損害とする損害賠償請求権などは、一身専属性も問題になり難く、基本的に原則に従って相続されます。インターネット上の権利侵害で即時に生命に危険を生じるような事例はおよそ想定し難いものの、不法行為によって即死した場合の損害賠償請求権は権利の主体が存在するか疑問も生じかつて議論もありました。しかし、判例は相続の対象となると判示しています（大判大15・２・16民集５・150等）。

このように、インターネット上の権利侵害によって発生した損害賠償請求権が財産的損害に対する損害賠償請求権である場合、一身専属性も大きく議論にならず相続の対象と考えることができます。したがって、財産的損害に対する損害賠償請求権については、被相続人が生前権利行使しないまま死亡した場合、相続人において故人に代わって損害賠償請求をすることが可能と思われます。

３　精神的損害に対する慰謝料請求権

では、財産的損害に対する損害賠償請求権に対して、例えば、インターネット上で名誉毀損となる投稿によって受けた精神的損害を慰謝するための慰謝料請求権など、精神的損害に対する慰謝料請求権は、相続されるのでしょうか。この点について、かつては、被相続人が慰謝料請求の意思を表示したか否かを、相続の条件とする判例もみられ

ました（大判昭２・５・30新聞2702・２等）。しかし、その後最高裁判所大法廷昭和42年11月１日判決（民集21・９・2249）は、「損害賠償請求権発生の時点について、民法は、その損害が財産上のものであるか、財産以外のものであるかによつて、別異の取扱いをしていないし、慰藉料請求権が発生する場合における被害法益は当該被害者の一身に専属するものであるけれども、これを侵害したことによつて生ずる慰藉料請求権そのものは、財産上の損害賠償請求権と同様、単純な金銭債権であり、相続の対象となりえないものと解すべき法的根拠はな」いなどと判示して慰謝料の相続を認めています。このように、慰謝料を含めて損害賠償請求権は相続の対象となるというのが今日の実務状況です。

４　発信者情報開示請求権

発信者情報開示請求権は、令和７年４月１日改正法施行前において特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、改正法施行後において同法が題名改正された特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律５条１項、２項に基づいて認められた実体法上の開示請求権です。発信者情報開示請求権の趣旨は、「特定電気通信（法２条１号）による情報の流通には、これにより他人の権利の侵害が容易に行われ、その高度の伝ぱ性ゆえに被害が際限なく拡大し、匿名で情報の発信がされた場合には加害者の特定すらできず被害回復も困難になるという、他の情報流通手段とは異なる特徴があることを踏まえ、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気

通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとすることにより、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにある」（最判平22・4・8民集64・3・676）と判示されています。相続との関係では、この発信者情報開示請求権が、一身専属のものとして相続の対象から除外されるか問題となります。しかし、既に検討したとおり、慰謝料請求権を含めた損害賠償請求権は、相続の対象となるというのが今日の実務状況です。そうであるとすれば、損害賠償請求権は相続されているのに、被害者の権利救済を図るための発信者情報開示請求権のみが被害者の一身に専属するものとして相続されないと解するのは背理と考えられるところです。なぜなら、発信者を特定できず相続した損害賠償請求権を相続人において行使不可能なケースが増加してしまうと考えられるからです。よって、発信者情報開示請求権も相続の対象となり、相続人にてプロバイダに対して行使可能と理解すべきです。

これに対して、発信者情報開示請求権は一身に専属するものとして相続の対象とならないという考え方も成り立たなくはないところです。しかし、その場合も相続した損害賠償請求権を行使するため相続人固有の発信者情報開示請求権が発生すると解する余地はあるでしょう。しかしながら、その場合、非訟や訴訟の手続中に被害者が死亡した場合、訴えの変更や別訴の提起などが必要ともなり得るため、無駄に煩雑ともなりかねないところです。最後に、そもそも発信者情報開示請求権は相続の対象とならず、相続人固有の発信者情報開示請求権も発生しないという理解もあり得るところですが、既に述べたとおり相続人が相続した損害賠償請求権を行使できない場面が多くなる懸念があり、不合理です。

コ ラ ム

○前島密の時代の通信の秘密？

現在のNTTやKDDIが民営化される前の前身が公共企業体だったように、電気通信事業は、我が国では公共事業として発展してきた歴史があります。この通信事業を国営、公営とするべきという発想は、郵政省の前身である逓信省が作られた前島密や榎本武揚の時代まで遡るようです。第101回国会衆議院本会議第24号昭和59年５月10日で、鈴木強議員は、通信事業が国営とされてきた経緯について下記のとおり発言しています。

「当時の先覚者榎本武揚先生や前島密先生の主張された、電気通信事業は公共性が極めて高いこと、都にひなにあまねく公平にサービスを提供すべきであること、通信の秘密は絶対に守られなければならないこと、電気通信事業は我が国の政治、経済、文化の先駆的使命を担うものであること、したがって本事業は利潤追求を目的とする民間経営にすることはできないとする先見性ある英知と勇断によって、この事業は政府がこれを専掌するということとなり、自来今日まで、実に星霜117年間、終始一貫国有国営ないし公共企業体として経営されてまいったのでございます。」

しかし、逓信省が創立された時代の通信の秘密は、果たして、現代の通信の秘密と同義だったのでしょうか。また、通信事業を国営とすべき論理として使われた文脈にいう通信の秘密と、国家から国民の自由を保障する現在の憲法21条２項で保障された通信の秘密は、全く同じものでしょうか。つまり、事業を国営とする論理は国の権限を拡大する論拠となるものですが、本来、憲法で保障された通信の秘密は国民の自由を保障する権利であるはずです。

参考書式

○非訟手続受継の申立書

○○地方裁判所民事部　御中

令和○年（発チ）○○号

令和○年○月○日

非訟手続受継の申立書

申立人手続代理人○○　㊞

申立人○○は　令和○年○月○日死亡し、死亡によって非訟事件の手続を続行することができないため、法令により手続を続行する資格のある相続人□□に本手続を受け継がせるよう申し立てる。

添付書類

1　戸籍謄本

○上申書

○○地方裁判所民事部　御中

令和○年（発チ）○○号

令和○年○月○日

上申書

申立人手続代理人○○　㊞

申立人○○は　令和○年○月○日死亡したが、故人が有する損害賠償請求権が相続の対象となる以上、発信者を特定するための発信者情報開示請求権も相続の対象となるというべきである。よって、申立人○○の唯一の子である相続人□□が発信者情報開示請求権の承継人として、本手続を受け継ぐ地位にあるというべきである。

（注）　発信者情報開示請求権を相続するという理解はまだ一般的でないため、通常の受継申立書に、別項を設けるか、別に上申書などを添付して発信者情報開示請求権も相続の対象となるとの当事者側の見解を明示することも考えられます。

〔25〕　暗号資産を持っているときの生前対策とは

Q　現在、終活の一環として財産の整理を行っていますが、自身が保有している暗号資産の取扱いについて悩んでいます。暗号資産の生前対策としては何をすればよいでしょうか。

A　交換所で取引されている暗号資産は、相続が発生した場合には相続財産として遺産分割の対象となります。そのため、遺言書の作成など、一般的な相続の生前対策を行っておくことが有効です。

一方で、不動産や預貯金などの典型的な生前対策とは異なり、暗号資産特有の事情があるので留意が必要です。

解　説

1　暗号資産の相続財産性

ビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）のような暗号資産（以前は「仮想通貨」と呼ばれていましたが、資金決済法の改正により名称が変更されました。）については、昨今、一般市民にも認知され、多くの方が保有するようになりました。それに伴い、被相続人が暗号資産を保有していたという事例が増加しています。その場合、残された相続人としては、被相続人が保有していた暗号資産の処理について頭を悩ませることになります。

暗号資産の法的な位置付けについては、過去に様々な議論がなされましたが、現在、暗号資産が法的な財産性を有することには異論がないようです。日本においては、暗号資産について、資金決済法に定義があります。同法では、①物品等を購入し、若しくは借り受け、又は

役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除きます。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの、又は、②不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるものが「暗号資産」であると定義されています（資金決済２⑭）。

したがって、暗号資産の保有者に相続が発生した場合には、被相続人が保有していた暗号資産は相続財産となります。ひいては、相続の生前対策を行う場合には、暗号資産の取扱いについても問題になってきます。

２　相続に対してどのように備えるか

（１）　遺言書の作成

暗号資産が相続財産である以上、相続が発生した際の暗号資産の処理は、基本的に民法の規定に基づいて考えていくことになります。

そうだとすると、被相続人が生前に特段の準備をしていなければ、暗号資産についても遺産分割協議の対象となります。したがって、残された相続人間で協議を行い、暗号資産について誰が取得するかを決める必要があります。場合によっては、相続人間で協議がまとまらず、裁判所での調停や審判になるかもしれません。

被相続人が生前に、自身が保有する暗号資産を特定の相続人に承継させたい場合には、他の財産と同様、遺言書の作成を行い、その遺言書の中で、暗号資産の帰属を定めておく必要があります。遺言書を作成し事前に財産の帰属を定めておけば、多くの場合、円滑な財産の承

〔45〕　生成AIを利用して発生した法的権利を相続できるのか

Q　AIを用いて制作した小説やイラストなどについて、仮に著作権などの権利が認められるとした場合、それは将来的に家族が相続して管理することができるのでしょうか。

A　人間の関与により創作的な部分が含まれる成果物については、著作権が発生し、その著作権は通常の財産権と同様に相続人に承継されます。ただしAIが完全に自律して出力した成果物については、そもそも著作権が発生しないため相続の対象とはなりません。さらに、生成AIの成果物がクラウドサーバ上に保管されている場合などには、サービス利用規約により承継が制限される可能性があるため注意が必要です。

解　説

１　生成AIによる成果物と著作権の帰属

AIによって生み出された成果物のうち、人間が構成や修正を加えるなどして独自性を加味した部分には、人間の思想や感情が反映されていると評価され、著作権が発生する余地があります。この場合の著作権は従来どおり財産権として扱われ、著作者の死後は相続によって承継されます。

２　相続とAI利用権の関係

AIを活用して制作活動を行う場合、その利用環境としてクラウドサービスやオンラインプラットフォームを通じた生成が一般化しています。成果物がサーバ上に保管されている場合、物理的にデータを所有

するのではなく、プラットフォームの利用権に依存している点が重要です。

ユーザーが成果物の保存場所としてクラウドを選んでいる場合、そのアカウント自体の利用権限や契約上の地位を相続できるかどうかは、各サービスの規約によって左右されます。例えば、死亡により利用契約が終了する旨が規定されていれば、そのアカウントを相続して引き続き利用することは困難です。

反対に、相続人による引継ぎを許容している規約であれば、相続手続を経てアカウントや保存データを管理できる余地があります。したがって、被相続人が利用していたサービスの利用規約をあらかじめ確認し、相続後の継続利用が可能かを整理しておくことが不可欠です。

３　著作者人格権との関係

ここまで説明したように、AIを用いた生成物であっても、人間の創作的寄与が認められる場合には、著作財産権の相続が可能です。ただし著作者人格権については、著作者に一身専属する権利として死亡により消滅するため、原則として相続されません。もっともその場合でも、著作者の名誉や作品の同一性保持に関する侵害があった場合には、遺族による保護請求などの措置が法律で認められています（著作116）。

生成AIを介した制作物に関しても、相続後に遺族が人格権侵害を防ぐための行動をとれる余地が残されていることに留意してください。

４　生成AI創作物の承継課題

生成AIによる創作物の相続では、著作物性の有無・人間の寄与部分の明確化・利用規約に基づく継続利用の可否・データの所在把握といった要素を総合的に確認することが必要です。

AIが単独で生成した成果物については原則として相続可能な権利

新日本法規